

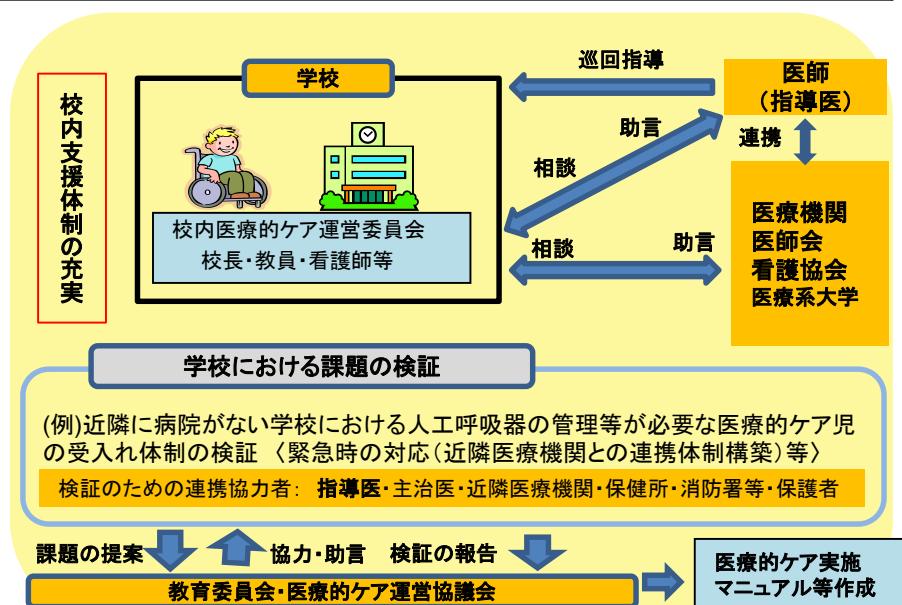
**背景:**医療技術の進歩等を背景として、例えば、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。そのため、学校において、医師と連携した校内支援体制を構築するとともに、学校において高度な医療的ケアに対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成するなど、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会（都道府県教育委員会は域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会に本事業の一部を再委託可能。）・市町村教育委員会 ◆委託箇所：12箇所

## 学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業 (対象校：医療的ケア児が在籍する公立特別支援学校及び小・中学校等)

本事業において次の内容に関し事業を実施する。

- ・ 医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、指導医による「学校巡回指導」、「校内医療的ケア運営委員会での助言」、「学校からの医療的ケアに関する相談に対する助言」等を通し、校内支援体制の充実を図る。
- ・ また、人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
- ・ さらに、各学校のもつ諸条件等の検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケア等に対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成し、教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。



児童福祉法第56条の6項第2号の施行(平成28年6月3日)に伴う医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について  
(平成28年6月3日付け 厚生労働省関係局長、文部科学省初等中等教育局長通知)より抜粋

### [6教育関係抜粋]

今後は、これらの基本的な考え方の下、今回の法改正の趣旨も踏まえ、**医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係局や関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう、以下のとおりご配慮をお願いする。**

(1) (中略) **市町村の教育委員会が、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、医療的ケア児を含む障害のある児童生徒等に対する、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、都道府県の教育委員会においては、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりする等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制に対する支援をお願いする。**

(2) 学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、**医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いする。(以下略)**

(3) 関係機関や関係部局と積極的に連携を行ながら、**学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等が学校において医療的ケア児に必要な対応を行う上で必要な研修の機会を充実するようお願いする。**

(4) (略)